**岡山市環境保全条例施行規則第８条第１項第２号に規定する公害防止計画書**

当該建築物に係る公害防止計画については、以下のとおりです。

１．大気汚染防止対策

　　□適切なばい煙処理装置を選定、設置します

　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　□対象外

２．騒音防止対策

　　□騒音を生じる施設は騒音防止対策を施した屋内に設置します

　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　□対象外

３．振動防止対策

　　□振動を生じる施設はコンクリート基礎上に設置します

　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　□対象外

４．悪臭防止対策

　　□適切な悪臭処理装置を選定、設置します

　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　□対象外

５．水質汚濁防止対策

　　□適切な水処理施設を選定、設置します

　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　□対象外

上記対策を取り、若しくは、対策の必要がないと判断した場合においても、公害に係る苦情等が生じた場合は、適切な措置をとり、その解決にあたります。